

〈新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の皆さまへ〉

茨城県事業者支援一時金(第4弾)

1事業者あたり
20～500
万円

申請はもうお済みですか？

まん延防止等重点措置(1月27日～3月21日)の影響を受けた事業者に一時金が交付されます。
国の事業復活支援金等の制度と併給可能です。

支給対象

下記①か②のいずれかに該当する中小企業・個人事業者

- ①営業時間短縮要請を受けた飲食店等と直接取引がある事業者
- ②外出自粛要請により影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者

支給要件

令和4年1月～3月のいずれかの月の売り上げが、
令和元年～令和3年の同月比で30%以上減少

支給額

1事業者当たり20～500万円
(基準年の年間売上高(税抜)に応じて算定)
※1事業者1回のみのお支給。

申請締切日

令和4年6月30日(木)

申請方法

電子申請または郵送による書面申請
※申請様式は県ホームページからダウンロードできます。

問い
合わせ

茨城県事業者支援一時金 相談窓口 ☎029-301-5558 (平日午前9時～午後5時)

詳しい要件や申請方法などは県ホームページをご確認ください ▶

茨城県 関連事業者支援一時金 Q検索



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 対象期間等を再び延長しました

【対象期間】
令和4年
6月30日
まで

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得ない労働者に対して、有給の休暇を取得させた事業主を対象とした「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」(以下「小学校助成金」という)を、令和3年9月30日より再開し、令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に取得した休暇について支援を行っていましたが、今般、対象となる休暇取得の期間を**令和4年6月30日(木)まで**再び延長しました。

＜労働者の方へ＞

「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」について

「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」(以下「特別相談窓口」という)を労働局に開設し、労働者の方からの「企業にこの助成金を利用してほしい」等のご相談に応じて、事業主へ小学校助成金の活用の働きかけを行っていますが、特別相談窓口の開設期間についても**令和4年9月30日(金)まで**延長しました。

【特別相談窓口】茨城労働局雇用環境・均等室 ☎029-277-8295

問い
合わせ

小学校休業等対応助成金コールセンター

☎0120-603-999 (午前9時～午後9時※土・日・祝日含む)

詳しい支給要件や具体的な手続きは厚労省ホームページをご確認ください ▶



新型コロナ 休暇支援 Q検索